

飯塚市介護サービス相談員派遣等事業実施要綱

令和3年2月19日

飯塚市告示第36号

飯塚市介護相談員派遣等事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第97号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、介護保険サービスを提供する施設若しくは事業所、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホーム又は安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅(以下「事業所等」という。)を訪ね、サービスを利用する者等の話を聴き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員(以下「相談員」という。)の登録を行い、申出のあった事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問、不満及び不安の解消を図るとともに、相談員の派遣を受けた事業所等における介護保険サービスをはじめとするサービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。

(相談員の登録)

第3条 相談員は、一定の水準以上の研修を受け、かつ、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者であって、次の各号に掲げるもののうちから市長が選考し、登録する。

- (1) 家族介護の経験のある者
- (2) 保健、福祉又は医療に係る介護問題について関心のある者

2 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該相談員の登録を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) その他市長が相談員としての適格性を欠くと認めたとき。
- (3) 相談員が辞退を申し出たとき。

3 市長は、登録を行った者に対し、相談員であることを証する証票(以下「身分証明書」という。)を交付する。

(相談員の選定)

第4条 相談員の派遣を希望する事業所等は、市に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があった事業所等について、それぞれの担当となる適切な相談員を選定する。

(相談員の活動)

第5条 相談員は、担当する事業所等を定期又は随時に訪問する。この場合において、当該事業所等を訪問する頻度は、月に1回又は2回程度とする。

2 相談員は、事業所等において概ね次に掲げる活動を行い、当該活動によりサービス提供等に関する提案等がある場合は、事業所等の管理者又は従事者にその旨を伝えるものとする。

- (1) 利用者の話を聴き、相談にのること。
- (2) 事業所等の行事に参加すること。
- (3) サービスの現状把握に努めること。
- (4) 事業所等の管理者及び従事者と意見交換すること。
- (5) 利用者に自分の連絡先を周知すること。

3 訪問介護等訪問系サービスを提供する事業所を派遣の対象とする場合には、相談員は、当該事業所のほか、適宜、事業者及び利用者の了解を得て、利用者の自宅を訪問する。

4 相談員は、サービスの利用者と事業者の間の橋渡し役となって、利用者の疑問、不満、心配事等に対応し、改善の途を探る。

5 相談員は、その活動状況について、市に報告を行う。

6 市は、適宜、相談員同士の連絡会議を開催する。

7 相談員及び市は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

8 相談員は、身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(活動状況の情報提供等)

第6条 市は、派遣した相談員の活動状況を取りまとめ、随時、住民等に対して情報提供を行う。

2 相談員の活動に関し、苦情等が寄せられた場合には、市は、事実関係等を把握するとともに、必要に応じ、相談員の交替を含め、適切な対応を行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の飯塚市介護相談員派遣等事業

実施要綱の規定により登録された介護相談員である者は、この告示の施行の日に、
介護サービス相談員として登録されたものとみなす。